

令和5年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議会改革特別委員会報告
- 日程第 6 議案第 2 2 号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 8 議案第 1 号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 2 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
算
- 日程第 10 議案第 3 号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 4 号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算
- 日程第 12 議案第 5 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算
- 日程第 13 議案第 1 2 号 羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第 14 議案第 1 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例制定について
- 日程第 15 議案第 1 4 号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第 16 議案第 1 5 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 1 6 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について

- 日程第19 議案第20号 工事請負契約の締結について
 日程第20 議案第21号 工事請負契約の締結について
 日程第21 議案第6号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 日程第22 議案第7号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 日程第23 議案第8号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 日程第24 議案第9号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第25 議案第10号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
 予算
 日程第26 議案第11号 令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 日程第27 議案第17号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につい
 て
 日程第28 議案第18号 羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正
 する条例について
 (日程第21、議案第6号から日程第28、議案第18号
 8件一括)

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤	晶君	副議長	9番	小野	哲也君
	1番	加藤	勉君		2番	田中	良君
	3番	高島	讓二君		5番	坂本	志郎君
	6番	松原	臣君		7番	村山	修一君
	8番	鹿又	政義君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔君	副町長	川端	達也君
教育長	石崎	佳典君	監査委員	松田	眞佐都君
企画振興課長	八幡	雅人君	総務課長	本見	泰敬君
税務財政課長	対馬	憲仁君	税務担当課長	飯島	東君
環境生活課長	長岡	紀文君	保健福祉課長	福田	一輝君
保健・国保担当課長	洲崎	久代君	産業創生課長	大沼	良司君
まちづくり担当課長	湊	慶介君	建設水道課長	佐野	健二君
学務課長	平田	充君	社会教育課長	野田	泰寿君
会計管理者	鹿又	明仁君			

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松崎博幸君

議会事務局長 堺 勝敏君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放といたします。ただし、発言時にはマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番坂本志郎君及び6番松原臣君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から3月13日までの7日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月8日から3月12日までの5日間は休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月8日から3月12日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和5年度第1回定例町議会に議員皆様の御出席を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

また、先ほど、長年にわたり議会議員として、地域の発展に御尽力いただいたことによる表彰が行われました。これまでの御功績に感謝と敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「特旨叙位」の伝達についてであります。

令和4年12月13日に御逝去されました、元羅臼町議会議員（故）村山榮一氏が、「正六位」に叙されました。

村山氏におかれましては、昭和34年5月から昭和36年7月まで羅臼村議会議員として、昭和36年8月から平成3年4月まで羅臼町議会議員として、8期32年の長きにわたり議会議員として在職し、議会の円滑な運営に尽力し、高邁な政治信念を持って羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、平成21年2月の高齢者叙勲にて旭日双光章を受章しており、この度の特旨叙位となったものであります。

去る2月14日、奥様であります村山榮子様へ伝達を行ったところでございます。

2件目は、1月25日から26日及び2月2日の「暴風雪・大雪被害の対応」についてであります。

1月25日（水）からの暴風雪では、急速に発達した低気圧の影響により、25日夜から西または北西の風が強まり、特に根室北部では26日夕方にかけて雪を伴った北西の風が非常に強く吹き、暴風雪による学校の休校、道道の通行止めや公共交通機関が運休となりました。

当町では、1月25日（水）午後1時55分に暴風雪及び波浪警報が発令され、翌1月26日（木）午後3時18分には暴風雪警報が解除となったものの、26日の羅臼町の最大風速は北西の風18.5メートル、1月としては観測史上第3位、日最大瞬間風速は北

北西の風36.4メートルと、こちらも1月としては観測史上第2位となり、道道知床公園羅臼線の通行止めをはじめ、住家・非住家の一部損壊や、町内の広範囲にわたる停電などの被害がありました。

主な被害では、海岸町の住居屋根が軒下から剥離し飛散したほか、海岸町の教員住宅屋根トタンの剥離、海岸町の倉庫壁、岬町の住居壁の剥離が確認され、いずれも羅臼消防署による現場確認及び応急対応を行ったところです。

また、八木浜町以北の18地区約670戸で、午前6時過ぎから断続的な停電に見舞われ、役場庁舎に避難所を開設いたしました。その後、一部地区を残し午前7時15分には復旧はしたものの、10時5分に海岸町以北の約570戸において新たな停電が発生し、北海道電力中標津からの連絡で、強風の影響により復旧が午後5時頃になる見込みとの報告を受け、役場庁舎のほか、海岸町コミュニティセンター、岬町コミュニティセンターの2か所で新たに避難所を開設したところであります。

なお、海岸町以北は午後2時59分に、羅臼国後展望塔付近は午後3時5分に復旧し、町内全ての停電が解消されたところであります。

また、2月2日においても低気圧の発達により、当町では午前2時54分に暴風雪及び波浪警報、午前5時9分には大雪警報が発令され、同日午前10時15分には暴風雪及び大雪警報が解除となったものの、町内幼少中高の全てが休校したほか、国道、道道の通行止めや公共交通機関が運休となりました。

国道335号線の通行止めは、釧路開発建設部より、ホワイトアウト及び大雪の影響により除雪が困難であるため、午前6時から通行止めとするとの連絡を受け、同時刻「羅臼町災害警戒本部」を設置するとともに、峯浜町コミュニティセンター、羅臼町役場の2か所に避難所を開設したところであります。

同日午前9時00分には国道の通行止めが解除となり、避難所の閉鎖及び災害警戒本部を解散したところであります。

この度の暴風雪、大雪被害では、家屋などへの被害、停電、国道、道道の通行止めなどがありましたが、幸いにも人命に関わる被害もなく、安堵しているところではあります。今後におきましても、ライフラインを安定的に維持できるよう、各機関へ強く要請してまいりますとともに、関係機関等との連絡・情報収集に努め、できる限りこまめな住民周知を図るよう努めてまいりたいと考えております。

終わりになりますが、この度の災害に伴う避難所開設にあたって各町内会の皆様には、施設前の除雪や開設準備などへ御協力をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げ、御報告とさせていただきます。

3件目は、2月25日に発生しました「釧路沖の地震」についてであります。

2月25日（土）22時27分頃、釧路沖を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生しました。この地震は釧路沖、深さ63キロの太平洋プレート内で発生した地震で、根室市及び標津町では最大震度5弱を観測したほか、北海道、東北地方、関東地方の広い

範囲で震度4～1を観測し、羅臼町においては岬町で震度4、緑町、春日町で震度3を観測しました。

羅臼町の最大震度が岬町で観測した震度4ということで、地域防災計画に基づき第1非常配備体制により災害警戒本部を設置するとともに、総務班、建設水道班、産業創生班、消防班を招集し、被害発生などの情報収集及び陸上自衛隊標津分屯地第302沿岸監視隊、中標津警察羅臼駐在所など関係機関との情報共有、連絡調整にあたりました。

幸いにも、この地震による津波の心配がなかったことや、住民からの通報及び被害情報もなく、最初の地震発生から継続した地震も見られなかったことから、1時間後の23時27分に災害警戒本部を解散したところであります。

気象庁からは、この地域では過去に今回のような大きな地震発生から、1週間程度の間と同程度の地震が続発した事例もあることから、揺れの強かった地域では地震発生から1週間程度、最大震度5弱程度の地震に注意するとともに、さらに強い揺れをもたらす地震が発生する可能性もあるとの見通しが示されておりましたが、現時点においてはそのような地震も発生しておらず、安堵しているところであります。

しかしながら、町民の皆様には、いつ起こるかわからない災害に備えて、改めて避難経路の確認や防災バックを活用した非常用持出品の点検など、自分の命は自分で守るための備えを常日頃からしていただくようお願いを申し上げ、この度の地震発生の報告とさせていただきます。

4件目は、「火災の発生」についてであります。

令和5年中、1件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和5年3月4日（土曜日）16時36分に覚知した、湯の沢町羅臼研究支援センターの建物火災であり、隣接した宿泊施設のオーナーから通報を受け、消防署から3台の消防車が出動しました。

消防団からは1、2、5分団が出動しています。

先着した職員により消火活動を実施。近隣の消火栓を使用し、放水を実施しております。

死傷者はありません。

17時23分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因については、現在、調査中であります。

5件目は、「鮮魚取扱高」についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和5年3月3日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べて数量・金額ともに、ほぼ横ばいで推移しております。マスは、金額ともに約2倍となっております。スケソにつきましては現在まで3,180トンで、昨年同期から見て約8,000万円の増となっております。タラも昨年より価格がよく、約8,000万円の増となっております。カレイ類は昨年より少しよい状態が続いております。

1月よりウニ漁が始まっておりますが、昨年は価格が高騰した際は、殻付きでの出荷が目立っておりますが、今年度は、殻付きの割合が少なく、その分、製品での出荷が多くなっております。今年度は、そのほかの魚種についても増加傾向にあり、1月からの約2か月の総水揚げは約2億円増となっており、この傾向が続いていくことを願っているところであります。

まだ始まったばかりであります。今後は事故なく大漁でありますことを祈念して、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

◎日程第5 議会改革特別委員会報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議会改革特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、加藤勉君。

○議会改革特別委員会委員長（加藤 勉君） 令和5年3月7日、羅臼町議会議長、佐藤晶様。

議会改革特別委員会委員長、加藤勉。

議会改革特別委員会報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を別紙のとおり会議規則第75条の規定により報告します。

議会改革に関する調査・検討報告書。

地方分権改革の推進によって、自治体の自主自立が一層求められ、それとともに町民の代表機関として、議会が地域の発展と住民福祉の実現のために果たす役割は、ますます重要となりました。そのためふだんの議会活動において、町民に開かれた多様に交流参加を深めることと、議員同士が活発に議論することを基本に据えて、町政及び政策をめぐる論点・争点を明確にし、さらには議会の政策形成能力を高めていく必要があることから、町議会では、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、さらなる議会改革の推進に向け、令和元年6月17日開催の第2回定例会において、議会改革特別委員会を設置したものであります。

本委員会では、議員定数及び議員報酬並びに議会運営に関する改革を中心に、具体的に検討する議会改革プロジェクト会議を設置し、町民の声を反映させるための議会改革サ

ポータル会議の設置や町民アンケートを実施しながら、令和元年8月27日から令和5年2月24日まで、議会改革特別委員会を17回、議会改革プロジェクト会議を40回、議会改革サポート会議を7回開催しました。さらには、北海道大学公共政策大学院の山崎教授を迎えての講演会、研修会を4回実施し、研究を深めてまいりました。

については、これまでの調査・研究の末、一定の収集を見ましたので、次のとおり報告をいたします。

1、議員定数について。

議会改革プロジェクト会議からは、平成14年、17年の定数改正から現在までの人口の減少、これまで3回連続で無投票選挙であったこと、町民アンケートの結果などを勘案し、1人減の9名とする案が出されましたが、本特別委員会での協議の結果、これ以上の定数削減は議会自体の機能低下を招くと判断し、限定数の10名とすることとしました。

2、議員報酬について。

過去に削減して、全道最低数字になっている議員報酬については、管内等に準じた水準にすべきと考えます。

なお、特別職等の報酬についても検討することを求めます。

3、広聴活動の充実について。

現在、広報編集事務を担当する議会だより編集委員会を発展的に解消し、広報紙の一層の充実と町民の声を議会へ反映させるための広聴活動の充実、行政のデジタル化に合わせたペーパーレス化やICT化の推進、SNSやインターネット中継を活用した議会情報周知の充実等を図るため、広聴広報常任委員会を設置します。

なお、広報広聴常任委員会の定数は6名とします。

4、定例会・臨時会の運営方法について。

定例会・臨時会の運営方法については、従来の常任委員会終了後に本委員会での議案上程・審議という形式から、初めに本会議での議案上程、次に常任委員会での議案審査、最後に本委員会での議案審議という形式に見直しを行いました。

最後に、令和元年8月第1回委員会から令和5年2月まで、17回にわたり議会改革推進について、真摯に議論していただきました委員の皆様にご心より感謝申し上げます、本委員会の報告といたします。

以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） 報告が終わりました。

以上で、日程第5 議会改革特別委員会報告は、報告済みといたします。

◎日程第6 議案第22号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第22号根室町村等公平委員会委員の選任につき

同意を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の84ページでございます。

議案第22号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび根室町村等公平委員会委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております大形幸男氏を引き続き選任したいと考えております。

大形氏の住所につきましては、標津郡中標津町東5条南8丁目1番地6。

生年月日、昭和26年10月12生まれの71歳であります。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

大形氏におかれましては、中標津町役場で数々の役職を歴任し、退職後、社会福祉法人に勤務されておりました。平成31年より現在まで、根室町村等公平委員会委員を務めていただいております。

大形氏におかれましては、人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第22号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を
求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書、最終ページ85ページをお開き願います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

このたび人権擁護委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております中陳美鈴氏を、引き続き推薦したいと考えております。

中陳美鈴氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町富士見町1番地4。

生年月日、昭和37年3月8日生まれの60歳であります。

任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

中陳氏におかれましては、平成23年より現在まで長期にわたり人権擁護委員を務めていただいております。

中陳氏におかれましては、人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書、1ページをお開き願います。

議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算、また、この後予定をしております議案第2号から議案第5号、また、議案第12号から議案第16号及び議案第19、20、21号、議案第6号から議案第11号、議案第17、18号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、御審議いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,433万円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

10款1項地方交付税3億2,424万4,000円を追加し、24億2,064万2,000円。交付額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金427万1,000円を減額し、5,447万7,000円。

2項負担金427万1,000円を減額し、5,347万7,000円。これにつきましては3件ありますけれども、1件目は、電気料の上昇に伴う全天候型埠頭の電気料の増額分として、羅臼漁協負担金として97万7,000円が追加。2件目は、深層水取水管付設工事費の確定により、羅臼漁協負担分の103万5,000円が減額。3件目は、水産系廃棄物焼却処理事業負担金であります。循環型社会の中で堆積残渣の有効活用の可能性を探る動きが出てきたことから、焼却処理を一旦見合わせるようになったため、水産加工産業廃棄物処理推進協議会負担金、負担額が421万3,000円が減額となります。

13款使用料及び手数料60万円を減額し、8,848万円。

1項使用料60万円を減額し、5,728万1,000円。道の駅玄関前広場の利用実績が少なかったことによるものでございます。

14款国庫支出金45万1,000円を減額し、5億1,177万5,000円。

2項国庫補助金45万1,000円を減額し、3億4,229万円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金事業に対して98万4,000円と、二酸化炭素排出抑制対策補助金事業に249万2,000円をそれぞれ充当するものでございます。また、放課後児童支援員等の職員に対して、3%の賃金改善を行う事業所に対する子ども・子育て支援交付金11万円と、妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図る出産・子育て応援交付金が確定されたことにより、143万3,000円がそれぞれ追加となります。

さらに、ヒトゲ駆除事業に関わる補助金をまち経由で予定しておりましたけれども、団

体への直接補助となったことで340万円の減額と、深層水取水管付設工事費の確定により207万円が減額されるものでございます。

15款道支出金41万円を追加し、1億7,430万8,000円。

1項道負担金137万円を減額し、8,513万4,000円。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付額の確定によるものでございます。

2項道補助金178万円を追加し、6,883万3,000円。国庫補助金同様、子ども・子育て支援交付金11万円と出産・子育て応援交付金35万8,000円が追加となります。また、地域型保育事業における多子世帯の保育料を軽減する補助金として16万2,000円が追加されます。さらに、昨年9月に実施しました知床・羅臼花火大会の補助金の確定によりまして115万円を追加するものでございます。

17款1項寄附金230万円を追加し、7億271万7,000円。2件から善意の御寄附をいただいたものでございます。

19款1項繰越金1,106万1,000円を追加し、2億359万2,000円。歳出の財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入71万4,000円を追加し、7,029万4,000円。

3項雑入71万4,000円を追加し、6,081万8,000円。1月26日の暴風雪によりまして被害を受けた海岸町教職員住宅の建物災害共済金でございます。

21款1項町債4,869万2,000円を追加し、11億8,230万円。塵芥収集車更新事業債320万円の減額。一般廃棄物最終処分場建設事業債で1億2,690万円の追加。観光協会補助事業債130万円の減額。町道整備事業債で80万円の減額。町道舗装整備事業債で520万円の減額。町道側溝整備事業債210万円の減額。幼稚園LED改修事業債10万円の追加。温泉プール改修事業債で40万円の減額。これらにつきましては、事業費の確定によるものでございます。

また、臨時財政対策債が6,530万8,000円の減額であります。借入れをしなくてよくなったものでございます。

歳入合計3億8,209万9,000円を追加し、67億7,433万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費215万9,000円を減額し、3,326万3,000円。コロナの影響による出張の中止や旅費のパック料金使用など、経費削減によるものでございます。

2款総務費3億987万3,000円を追加し、22億1,204万7,000円。

1項総務管理費3億1,012万3,000円を追加し、19億6,239万7,000円。コロナの影響による行事や出張などの中止で、消防事務組合負担金が479万2,000円の減額。普通交付税の増額に伴い、3億円を積立て可能額として試算しておりまして、内訳につきましては減債基金へ1億5,000万円、文教施設整備基金へ5,000万

円、公共施設整備基金へ1億円を積立てし、さらに2件、230万円の善意の御寄附等いただきましたので、これを積立てするものでございます。また、阿寒バス、釧路・羅臼線に伴う関係する市町負担金の確定により1,390万円。電器料金の上昇により、防犯灯電気料助成額の予算額が不足することで27万2,000円。財政会計システム改修費14万3,000円が、それぞれ追加されます。Kプロジェクト推進事業費170万円が決算見込みによる減額となります。

6項監査委員費25万円を減額し、176万8,000円。旅費の決算見込みによるものでございます。

3款民生費191万9,000円を追加し、5億6,849万2,000円。

1項社会福祉費56万1,000円を減額し、4億3,912万6,000円。介護施設で2名の新規採用職員が決定したことにより、介護職員支度金・補助金48万円と介護給付費の増額に伴い、介護保険事業特別会計繰出金78万8,000円が、それぞれ追加になります。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付額の確定により、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で182万9,000円が減額されます。

2項児童福祉費248万円を追加し、1億2,931万3,000円。放課後児童支援員等の職員に対して、3%程度の賃金改善を行う事業所に対する補助金33万円の追加であります。国と道から、それぞれ3分の1の補助があります。また、妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図る出産子育て応援交付金が確定されたことにより、215万円の追加であり、国から3分の2、道から6分の1の補助がございました。

4款衛生費8,077万5,000円を追加し、15億2,003万3,000円。

1項保健衛生費1,852万9,000円を減額し、3億6,402万円。診療所の特別調整交付金の減額に伴い、過疎対策事業債を借入れすることにより、診療所事業特別会計繰出金が1,852万9,000円を減額することになります。

2項保健師設置費21万4,000円を追加し、764万9,000円につきましては、令和3年度母子衛生費補助金の確定による返還金となります。

3項清掃費9,909万円を追加し、11億4,836万4,000円。根室北部衛生組合負担金が117万7,000円、根室北部廃棄物処理広域連合負担金が473万4,000円、これはそれぞれ決算見込みによる減額であります。塵芥収集車の購入の入札減によりまして257万4,000円の減額、ごみ袋料金の改定に伴う旧ごみ袋返還事業費確定により129万9,000円が減額となります。水産系廃棄物焼却処理について、堆積残渣の有効活用が可能になる動きが出てきたことによりまして、水産加工業廃棄物処理推進協議会で検討した結果、焼却処理を一旦見合わせて、令和5年度に有効活用に向けた調査を進めることとなりまして、予算額の842万6,000円を全額減額するものでございます。また、次期廃棄物最終処分場に伴う過疎債が増額になったことに伴い、1億1,730万円が追加となります。

5款農林水業費549万4,000円を減額し、1億917万8,000円。

3項水産業費549万4,000円を減額し、9,334万1,000円。ヒトデ駆除事業に関わる補助金が、当初、まちを経由する予定でございましたが、団体への直接補助に変更となったことで、330万9,000円の減額。深層水取水管増設工事の事業費確定により414万円の減額となります。また、電気料の上昇によりまして、全天候型埠頭の光熱水費195万5,000円が追加となります。

6款1項商工費262万8,000円を減額し、2億9,957万9,000円。道の駅玄関前広場の利用者が当初見込みより少なかったことで、利用実績に応じて契約しております委託料60万円が減額となります。また、知床・羅臼町観光協会の運営費補助につきまして、協会事務局長が5か月間不在だったことで、人件費補助分の102万8,000円と、地域おこし協力隊退任後の企業支援補助金が対象者が転出したことで、補助利用がなくなったことにより100万円をそれぞれ減額するものでございます。

7款土木費1,060万円を追加し、1億7,966万1,000円。

2項道路橋りょう費1,060万円を追加し、1億7,842万円。除雪費で1,850万円の追加であります。12月中旬と1月、2月の暴風雪などにより、これまでの執行額と今後の積雪を過去の実績に基づき推測すると、予算不足が生じる恐れがありますので、追加するものでございます。また、町道栄町1号線及び幌萌2号線、知昭町1号線、市街5号線の道路工事の入札減などにより事業費が確定したことで717万円の減額。さらに、植別2号線道路設計業務の確定で73万円の減額となります。

8款教育費1,078万7,000円を減額し、4億7,277万7,000円。

1項教育総務費937万6,000を減額し、9,119万6,000円。1月26日の暴風雪によりまして、教職員住宅の屋根が剥がれる被害があり、屋根の全面改修で553万8,000円を追加、また、学習用デジタル教科書の整備について、一部文科省より提供されたことにより77万3,000円、羅臼高校の魅力化補助及び全国公募に要する事業の決算見込みにより1,414万1,000円が、それぞれ減額となります。

2項小学校費153万2,000円を追加し、5,412万7,000円。春松小学校の学校開放事業の利用者の増加と、電気料金の上昇などによるものでございます。

3項中学校費118万9,000円を追加し、2,634万1,000円。知床未来中学校の給油ポンプの故障による修繕費用14万9,000円と、電気料金上昇に伴う光熱水費104万円の追加となります。

5項社会教育費26万4,000円を減額し、1億1,535万5,000円。郷土資料館Wi-Fi事業費の見直しによるものでございます。

6項保健体育費386万8,000円を減額し、1億5,996万5,000円。新型コロナの影響により中止となったクナシリ眺望駅伝と、管内スポーツ交歓大会の補助金45万円が減額となります。また、令和3年度体育館の指定管理につきまして、人件費の余剰金が発生したことで、令和4年度予算で精算したことで300万円、温水プールの熱交換器改修工事入札により41万8,000円が、それぞれ減額となります。

歳出合計3億8,209万9,000円を追加し、67億7,433万円となるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2件の事業を翌年度へ繰越しするものでございます。1件目は、4款衛生費3項清掃費、一般廃棄物最終処分場建設事業費6億7,981万5,000円ですが、令和5年3月24日までの工期で進めてきましたが、コロナ禍の影響により電装品の納期が遅れることで、4月31日まで工期が延長されたことによるものでございます。2件目は、8款教育費1項教育総務費、教職員住宅補修事業553万8,000円ですが、1月26日の暴風雪により教職員住宅の屋根の被害における修繕につきまして、本議会で補正を上程させていただいておりますけれども、本年度中の工事の実施が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表で地方債補正でございます。

1、変更であります。先ほど、歳入の町債でも説明させていただきましたが、9件の地方債が変更となります。そのうち1件目から8件目の事業につきましては、入札減などにより事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

1件目は、起債の目的、幼稚園LED改修事業債、限度額470万円を480万円へ変更。2件目、起債の目的、町道側溝整備事業債、限度額1,100万円を890万円へ変更。3件目、起債の目的、町道舗装整備事業債、限度額4,300万円を3,780万円へ変更。4件目、起債の目的、町道整備事業債、限度額700万円を620万円へ変更。5件目、起債の目的、塵芥収集車更新事業債、限度額2,040万円を1,720万円へ変更。6件目、起債の目的、一般廃棄物最終処分場建設事業費、限度額6億5,640万円を7億8,330万円へ変更。7件目、起債の目的、温水プール改修事業債、限度額1,320万円を1,280万円へ変更。8件目、起債の目的、観光協会補助事業債、限度額730万円を600万円へ変更。9件目につきましては、起債の目的が臨時財政対策債で、限度額6,530万8,000円ですが、借入れをしなくてもよくなったことで、限度額をゼロ円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第2号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ819万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,801万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金から829万2,000円を減額し、6億1,475万3,000円。

1項道補助金から829万2,000円を減額し、6億1,475万2,000円。内容としましては2点ございまして、1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により支給する傷病手当金に対して、道補助金により全額分の7万9,000円が交付されるものです。2点目は、へき地直営診療所の運営に対して交付される特別調整交付金が、予算額より見込額が837万1,000円下回ったため、差額分を減額補正するものです。

続きまして、5款繰入金10万円を追加し、6,526万7,000円。

2項基金繰入金10万円を追加し、1,491万9,000円。内容につきましては、令和3年度国民健康保険特定健診・特定保健指導負担金が確定したことによる返還金の財源でございます。

歳入合計 8 1 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、9 億 9, 8 0 1 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

2 款保険給付費 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、5 億 2 3 3 万 8, 0 0 0 円。

6 項傷病手当金 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、7 万 9, 0 0 0 円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染、または感染が疑われる症状等により、国保被保険者が労務できなかった日数に応じて支給される傷病手当について、該当者が発生したことにより予算措置が必要となったことによるものでございます。

続きまして、7 款諸支出金から 8 2 7 万 1, 0 0 0 円を減額し、8, 3 3 4 万 3, 0 0 0 円。

1 項償還金及び還付加算金に 1 0 万円を追加し、1 6 9 万 9, 0 0 0 円。内容としましては、令和 3 年度国民健康保険特定健診・特定保健指導国庫負担金及び道負担金が確定したことにより、超過分を返還することによるものでございます。

続きまして、2 項繰出金 8 3 7 万 1, 0 0 0 円を減額し、8, 1 6 4 万 3, 0 0 0 円。内容としましては、へき地直営診療所の運営費に対して交付される特別交付金が予算額よりも交付見込額が下回ったため、差額を減額補正するものでございます。

以上、歳出合計 8 1 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、9 億 9, 8 0 1 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る 3 月 1 日開催の令和 5 年第 1 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 2 7 ページから 3 2 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 0 議案第 3 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 0 議案第 3 号令和 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第3号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億32万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金157万5,000円を追加し、1億1,446万4,000円。

1項国庫負担金126万円を追加し、7,951万4,000円。

2項国庫補助金31万5,000円を追加し、3,495万円。

4款1項支払基金交付金170万1,000円を追加し、1億1,543万9,000円。

5款道支出金78万7,000円を追加し、6,313万8,000円。

1項道負担金78万7,000円を追加し、5,578万6,000円。

7款繰入金223万7,000円を追加し、9,453万3,000円。

1項他会計繰入金78万8,000円を追加し、8,191万6,000円。

2項基金繰入金144万9,000円を追加し、1,261万7,000円。内容につきましては、いずれも介護給付費の増額に伴うルール分の追加でございます。

歳入合計630万円を追加し、5億32万7,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出です。

2款保険給付費630万円を追加し、4億1,632万円。

1項介護サービス等諸費630万円を追加し、3億6,682万円。内容といたしましては、町内介護事業所はサービスつき高齢者向け住宅から特定施設入居者生活介護へ事業内容を変更したことにより、居宅介護サービス給付費が420万円の増額となったこと及び地域密着型介護サービスの利用が増加し、給付費が210万円の増額となったため、合計630万円の追加をお願いするものでございます。

歳出合計5億32万7,000円となるものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料33ページから38ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 11 議案第 4 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 11 議案第 4 号令和 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 12 ページをお願いします。

議案第 4 号令和 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和 4 年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 182 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,484 万 3,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

13 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 182 万 9,000 円を減額し、1,911 万 3,000 円。令和 4 年度保健基盤安定負担金が確定したことによる減額補正でございます。

歳入合計 182 万 9,000 円を減額し、7,484 万 3,000 円とするものでございます。

14 ページをお願いします。

歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 182 万 9,000 円を減額し、7,267 万 5,000 円。歳入でも御説明いたしました、令和 4 年度保健基盤安定負担金の交付決定額が予算額を下回ったため、減額補正するものでございます。

歳出合計 182 万 9,000 円を減額し、7,484 万 3,000 円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 39 ページから 40 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 12 議案第 5 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 12 議案第 5 号令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の 15 ページをお願いいたします。

議案第 5 号令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和 4 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は、地方債の補正です。

地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

16 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金 2,690 万円を減額し、1 億 7,720 万 8,000 円。

4 款 1 項町債 2,690 万円を追加し、3,320 万円。知床らうす診療所の診療状況により、交付される特別調整交付金の額の変更 837 万 1,000 円の減額及び地域医療政策費について、過疎対策事業債を 2,690 万円借入れすることとしたことにより、差引額 1,852 万 9,000 円を一般会計繰入金に求め、財源内訳の調整を図るものでございます。

歳入歳出合計に変更はございません。

18 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的は、地域医療政策事業債（過疎対策事業債）です。限度額2,690万円。起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）となるものであります。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものがございます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料45ページから50ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございますが、本予算につきましては去る3月1日開催の羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第13 議案第12号 羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第12号羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第12号羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

このたびの改正は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑・高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識・技術・経験などを継承していくことが必要であることから、現行60歳の地方公務員の定年を国家公務員の定年と同様に65歳となるまで、令和5年度から2年に1歳ずつ上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法が改正さ

れたことに伴い、羅臼町職員の定年等に関する条例についても所要の改正を行うものであります。

改正いたします条文につきましては、46ページから58ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきまして参考資料にて御説明をさせていただきますと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料の40ページをお願いいたします。

資料26でございます。

羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

まず、資料上段の1に改正の趣旨を記載しております。先ほど、提案理由で御説明させていただきましたものと同様の概要となりますが、国家公務員について定年が段階的に引上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずるものであります。

次に、2の改正の内容です。地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引上げられることを踏まえ、羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正するもので、その内容については以下のとおりでございます。

それでは改正の内容について御説明をいたします。

表の見方については、左から改正する章・条・項、次に見出し、右欄に内容を記載しております。

まず目次についてですが、このたびの改正により定年制度のほか、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の三つの制度について定めることとしているため、題名の次に目次を新たに設けるものでございます。

次に、章についてですが、この改正において本則を章立てとすることとし、第1章は総則として第1条に趣旨。第2章は、定年制度として第2条から第5条に定年延長制度に関する事項。第3章は、管理監督職勤務上限年齢制として、第6条から第11条に管理監督職勤務上限年齢制に関する事項。第4章は、定年前再任用短時間勤務制として第12条、第13条に定年前再任用短時間勤務制に関する事項。第5章は、雑則として第14条に委任規定をそれぞれ定めるものでございます。

それでは、第1条から各条の具体的な改正内容について御説明を申し上げます。

第1条の趣旨については、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項の整理をするものでございます。

41ページになります。

次に、第3条の定年についてですが、定年の引上げにより定年年齢を原則65歳と定めるものでございます。なお、定年の引上げにあたっては、段階的に引上げることとなりま

すが、この段階的引上げについては、附則の第3項、第4項において、経過措置として定めることとしております。

次に、第4条の定年による退職の特例についてですが、定年退職の特例で、いわゆる勤務延長に関する規定です。勤務延長制度については、定年の引上げ前と引上げ後においては、基本的な仕組みは変わらず新たな改正としては、管理監督職を占める職員の勤務延長について規定を追加するものでございます。

次に、第6条の管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職についてですが、いわゆる役職定年制で、対象となる管理監督職を定めるものでございます。ただし、医療業務に従事する医師は、役職定年制を除くものでございます。

次に、第7条の管理監督職勤務上限年齢についてですが、役職定年が適用される年齢を60歳と定めるものでございます。

次に、第8条の他の職への降任等を行うにあたって、遵守すべき基準についてですが、役職定年を行うにあたって遵守すべき基準を新たに定めるもので、役職定年にあたって降任等をしようとする職の勤務の状況及び職務経験等に基づき、適正を有すると認められる職に降任等を行うこととするものです。

第1号では、職務経験に基づき適正を有する職に降任すること。第2号では、降任後の職についてできる限り上位の職に降任するもの。第3号では、退職時、管理監督職であっても、非管理監督職に降任することとしております。

42ページになります。

次に、第9条の管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例についてですが、上限年齢による降任等任用制限の特例を定めるものですが、第1項では職務遂行上の事情や職務の特殊性といった特定の職員に着目した特例任用について定めています。現行の勤務延長制度に倣った特例で、第1号から第3号までに掲げる事由に該当する場合、職員の異動期間の末日後も1年以内の期間で、移動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができることを定めているものです。

第2項では、延長された任期を最長3年まで延長することができるものです。

第3項では、管理監督職に欠員が生じ補充することができず、業務に支障が出ると思われるときは、他の管理監督職に転任することができることとするものです。

第4項では、前項に定める延長事由が引き続きあると認める場合、さらに1年の延長ができることとするものです。

次に、第10条の異動期間の延長等に係る職員の同意についてですが、第9条の特例延長を行う場合、当該職員の事前同意が必要とするものです。

次に、第11条の異動期間の延長事由が消滅した場合の措置についてですが、第9条における特例延長が延長末日の前に消滅する場合には、他の職への降任等をする旨を定めるものでございます。

次に、第12条の定年前再任用短時間勤務職員の任用についてですが、60歳に達した

日以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度を設けるものです。

次に、第13条ですが、一部事務組合や広域連合の組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用規定となります。

次は、本則改正最後の条となりますが、第14条の委任について、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

43ページ、お願いいたします。

ここから附則となりますが、まずは制定附則の追加で、附則第3項、第4項を定年に関する経過措置について。条例の第3条第1項の規定に係る年齢引上げについて、段階的に引上げる区分及び期間について定めるものでございます。

次に、第5項で、情報の提供及び勤務意思の確認について。職員が年齢60歳に達する日以後に適用される任用等の内容及びその他の必要な情報を提供し、同日の翌日以後における勤務の意思を確認することについて定めるものでございます。

次からは、本条例の一部改正に伴う改正附則になりますが、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以下、第2条から45ページの第11条までの附則については、本条例一部改正の本体部分である本則に対する経過措置などの附随的事項について規定するものであり、内容説明については省略をさせていただき、後ほどお目通しをいただければと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

説明は以上となりますが、参考資料の46ページから59ページにかけまして、資料27で羅臼町職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

**◎日程第14 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例制定について**

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の59ページをお願いいたします。

議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

60ページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

提案理由でございます。

このたびの関係条例の整備に関する条例制定は、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても同様の措置を講ずる必要があることから、羅臼町職員の定年等に関する条例の一部改正を踏まえ、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします関係条例につきましては、60ページから67ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは参考資料の60ページ、資料28をお開き願います。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要でございます。

まず資料上段の1に、改正の趣旨を記載しております。先ほど、提案理由で御説明させていただきましたものでございます。

次に、2の改正の内容です。地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、地方公務員の定年引上げに伴い、羅臼町職員の定年等に関する条例の一部改正を行うにあたり、再任用制度の廃止及び職員の任用及び役職等を規定するため、関連条例について所要の改正を行うもので、その改正内容につきましては以下のとおりでございます。

それでは、改正内容について御説明をいたします。表の見方については、左から改正する条項、見出し、内容の順に記載をしております。

まず第1条では、羅臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法の改正に伴う関連条項の変更及び文言の整理を行うものでございます。

次に、第2条は、羅臼町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う、文言の整理と降給に関する経過措置を附則において規定するものでございます。

第3条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う文言の整理と公益法人等へ派遣されている職員を管理監督職から除くものとする規定を設けるものでございます。

第4条は、羅臼町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う、文言を整理するものでございます。

61ページになります。

第5条は、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う文言の整理と再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員への名称の変更による文言の整理をするものでございます。

第6条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う文言の整理と管理監督職の追加及び育児短時間勤務職員に関する読替えを附則で規定するものでございます。

第7条は、職員の給与に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う関連条項の変更及び文言を整理するものです。また、60歳に達した日以後における給料を附則において100分の70と規定するものでございます。

第8条は、職員の旅費に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正に伴う条項ずれの整理を行うものでございます。

第9条は、羅臼町職員の再任用に関する条例の廃止で、再任用制度の廃止に伴い、現行条例を廃止するものでございます。

ここからは附則でございます。

第1条、施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、定義で、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員の用語を定めるものでございます。

第3条は、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、再任用に関する条例の廃止に伴い、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、第5条の規定による改正後の条例の規定を適用することを定めるものでございます。

第4条は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、再任用に関する条例の廃止に伴い、暫定再任用職員の給料は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、第7条の規定による改正後の条例の規定を適用することを定めるものでございます。

説明は以上となりますが、参考資料の62ページから79ページにかけまして、資料29で地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第15 議案第14号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第14号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の68ページをお願いします。

議案第14号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

69ページをお願いいたします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の説明につきましては、参考資料80ページ、資料30にて説明させていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

改正理由でございますが、2点ありまして、1点目は、子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、本条例中の引用箇所の改正が必要になったことによるもの。2点目は、児童福祉法第47条第3項の改正に伴い、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、基準省令が改正されたことによるものでございます。

改正内容でございます。

第4条第2項、第6条第2項、第3項、第7条第2項、第8条第1項、第13条第4項につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条が第1項となったことによる条項の改正でございます。

第15条第1項第3号につきましては、学校教育法第25条第2項、第3項の新設に伴い、第1項の文言を追加しております。

第20条第1項につきましても先ほど御説明いたしました、子ども・子育て支援法の改正による条項の改正でございます。

第26条、懲戒権に係る権限の乱用の禁止につきましては、削除するものでございます。

第35条第1項及び第2項、第36条第1項から第3項、第37条第2項、第39条第2項、第51条第1項から第3項、第52条第1項から第3項につきましても、子ども・子育て支援法の改正による条項の改正でございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますが、参考資料81ページ、資料31に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第16 議案第15号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第15号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の71ページをお願いします。

議案第15号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

72ページをお願いします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、参考資料92ページ、資料32で御説明いたしますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

改正理由でございますが、基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当町で定める基準条例の見直しを行うものでございます。

改正内容でございます。

1点目は、安全計画の策定の義務化でございます。

2点目は、バス送迎にあたっての安全管理の徹底でございます。

3点目は、インクルーシブ保育を可能とするための設備及び人員基準の緩和でございます。

4点目は、親権者の子に対する懲戒権の規定を削除するものでございます。

5点目は、感染症及び食中毒予防及びまん延防止に必要な措置の明確化でございます。

続きまして、改正条文です。

第7条の2（安全計画の策定）第1項、家庭的保育事業者は、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を規定しております。

第2項で、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない旨を規定しております。

第3項で、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない旨を規定しております。

第4項では、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする旨を規定しております。

第7条の3（自動車を運転する場合の所在の確認）第1項、利用乳幼児等の送迎や施設外での活動等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等による利用乳幼児等の所在の確認を行うことの義務づけを規定しております。

第2項で、利用乳幼児等の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー、その他の車内の利用乳幼児等の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在確認を義務づけする旨を規定しております。

第10条、（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）第1項で、家庭的保育事業所等の他の社会保育施設を併設するときは、保育に支障がない限り、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨を規定しております。

第13条（懲戒に係る権限の濫用禁止）第1項を削除しております。

第14条（衛生管理等）で第2項、家庭的保育事業所等において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を整備しております。

附則として、施行期日は、令和5年4月1日から施行する。ただし、13条の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置として、令和6年3月31日までの間は、車内の利用乳幼児の所在を見落としを防止する装置の使用が困難な事情がある場合には、使用装置に代わる代替的な装置を講ずることとして差し支えないこととしているものとしております。

以上でございますが、参考資料94ページ、資料33に本条例の新旧対照表を掲載して

おりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 17 議案第 16 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 17 議案第 16 号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の 74 ページをお願いします。

議案第 16 号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

75 ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料 97 ページ、資料 34、本条例の概要にて説明させていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の見直しを行うものでございます。

改正内容でございますが、先ほど上程いたしました議案第 15 号と同様、安全管理の策定の義務化、バス送迎にあたっての安全管理の徹底、業務継続計画策定等の義務化、努力義務化、感染症及び食中毒予防及びまん延防止に必要な措置の明確化となっております。

続きまして、改正条文でございます。

第 6 条の 2（安全計画の策定等）第 1 項で、放課後児童健全育成事業者は、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を規定しております。

第2項で、職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的を実施しなければならない旨を規定しております。

第3項では、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない旨を規定しております。

第4項では、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更する旨を規定しております。

第6条の3（自動車を運行する場合の所在の確認）第1項について、児童等の送迎や学校外・施設外での活動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等による児童等の所在確認を行うことの義務づけを規定しております。

第12条の2（業務継続計画の策定等につきまして）第1項、放課後児童健全育成事業者は、業務継続計画等を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定しております。

第2項では、職員に対し、業務継続計画の周知をするとともに、研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を規定しております。

第3項で、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努める旨を規定しております。

第13条（衛生管理等）第2項で、放課後児童健全育成事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないことの規定を整備しております。

附則として、施行期日は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、令和6年3月31日までは、第6条の2第1項から第3項の規定については、努力義務としております。

以上でございますが、続きます参考資料99ページ、資料35に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 18 議案第 19 号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 18 議案第 19 号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案、81 ページをお開き願います。

議案第 19 号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、羅臼町町営住宅緑町団地建設工事（B-2 号棟）。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約金額、金、2 億 1,406 万円。

4、契約の相手方、酒井・加我・佐久間、特定建設工事共同企業体。代表者、住所、北海道目梨郡羅臼町栄町 11 番地 6、氏名、有限会社酒井建設、代表取締役酒井孝幸でございます。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料 14 ページから 15 ページ、資料 4 に配置図及び住棟概要図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 19 議案第 20 号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 19 議案第 20 号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案、82 ページをお開き願います。

議案第 20 号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議

決を求めるものでございます。

1、契約の目的、町道植別2号線道路改良舗装工事（1工区）。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、金、1億4,586万円。

4、契約の相手方、小川・尾田経常建設共同企業体。代表者、住所、北海道目梨郡羅臼町湯ノ沢町12番地45、氏名、小川建設株式会社、代表取締役社長小川雅勝でございます。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料32ページ、資料18に本工事の概要図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第20 議案第21号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 議案第21号工事請負契約の締結について議題といたします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

（小野議員 離席退場）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案、83ページをお開き願います。

議案第21号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

1、契約の目的、町道植別2号線道路改良舗装工事（2工区）。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、金、1億4,250万5,000円。

4、契約の相手方、鈴木・小野経常建設共同企業体。代表者、住所、北海道目梨郡羅臼町栄町100番地、氏名、鈴木産業株式会社、代表取締役鈴木由妃でございます。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料32ページ、資料18に本工事の概要図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

小野哲也君、入場、着席願います。

（小野議員 入場着席）

-
- ◎日程第 2 1 議案第 6 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第 2 2 議案第 7 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 2 3 議案第 8 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 2 4 議案第 9 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第 2 5 議案第 1 0 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第 2 6 議案第 1 1 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第 2 7 議案第 1 7 号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第 2 8 議案第 1 8 号 羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

○議長（佐藤 晶君） 日程第 2 1 議案第 6 号令和 5 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第 2 8 議案第 1 8 号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの 8 件を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第 6 号令和 5 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第 1 8 号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの 8 件の議案については、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2 1 議案第 6 号令和 5 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第

28 議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件の提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第21 議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第28 議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件のについては、会議規則第38条第1項のただし書き及び委員会条例第5条により、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、予算審査特別委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。議員控室でお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(佐藤 晶君) 諸般の報告を行います。

休憩中に、予算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

予算審査特別委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に村山修一君、以上のとおり互選された旨を報告がありました。

◎散会宣告

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、明日8日から12日までの5日間は、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため休会となります。

3月13日は、午前10時、開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで終わります。御苦労さまでした。
散会します。

午後 1時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員